

再犯防止推進計画等検討会（第4回）

議事録

第1 日 時 平成29年5月31日（水） 自 午後3時59分
至 午後6時03分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題 ・犯罪をした者等に対する学校等と連携した修学支援の実施について
・犯罪をした者等に対する効果的な指導の実施等について

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 それでは、第4回再犯防止推進計画等検討会を開催いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、本検討会の開催に当たりまして、議長でございます盛山法務副大臣から御挨拶を頂きたいと存じます。副大臣、よろしくお願ひいたします。

○法務副大臣 委員の先生方、いつも大変お世話になっております。この会ももう今日が4回目ということになりました。まず、平素からの委員の先生方、そしてまた各省の方々の御理解、御協力に対しまして、心から感謝、御礼を申し上げるところでございます。

これまで「就労」、そして「住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用促進」、こういった各テーマにつきまして、大変有益で建設的、積極的な御議論を頂戴しまして、誠にありがとうございます。本日の検討テーマは、議題のところにもございますけれども、「犯罪をした者等に対する学校と連携した修学支援の実施等」及び「効果的な指導の実施等」についてということでございます。

再犯防止推進法の検討過程におきましては、犯罪をした者等の多くが、若年のうちに学びの場からドロップアウトしている。そして、そのことがその後の犯罪、非行の要因の1つとなっていること、あるいは、犯罪をした者等の立ち直りを支えるためには、一人一人の特性に応じて、効果的な指導等を行うことが必要であるという指摘が多く出されているところでございます。本日の検討テーマも、これまで以上に重要なものであると考えております。

どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 どうもありがとうございました。

ここで所用のため、法務副大臣は御退席なさいます。

○法務副大臣 誠に申し訳ありません。冒頭だけで、誠に恐縮でございますが、ここで退席させていただきます。

では、すみません、失礼させていただきます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 それでは、本日の議事に移らせていただきます。本日の議事は、「学校等と連携した修学支援の実施等」及び「効果的な指導の実施等」でございます。

議事の進め方でございますが、前半は、事務局から現状・課題を御説明した上で、関係省庁の皆様から、検討している施策案等の説明をお願いしたいと思います。後半は、それらを踏まえまして、意見交換という流れで行いたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まずお手元の資料1、横長の資料に基づきまして、事務局から説明いたしたいと思っております。

○事務局 事務局でございます。

それでは、現状と課題について御説明いたします。

まずは、「犯罪をした者等に対する学校等と連携した修学支援の実施等」についてです。

資料1の2ページを御覧ください。修学の意義についてお示しをしております。人が成長・発達する上で、学びの果たす役割は大きく、たとえ犯罪・非行をした者であっても、途中で学びが途絶えることなく、本人の能力に応じ、学校や様々な学習機会を活用して、学び

が継続できることが重要だと考えております。

3 ページを御覧ください。修学の重要性は先ほど御説明したとおりですが、グラフにありますとおり、犯罪をした者等の教育程度は、一般平均と比べ低い水準にあるのが現状です。

4 ページを御覧ください。犯罪をした者等の学びを支援するため、矯正施設、保護観察所等において、教科指導や受験に係る調整、生活支援等を実施してきました。しかし、左下のグラフにありますように、少年院在院者で進学・復学を希望する者のうち、出院時に進学・復学が決定していた者は少数にとどまっており、希望者のうち約7割が未定のまま出院しています。また、就労を希望する者の中にも、職業の選択肢の拡大や就労の継続のため、学びを必要としている者が一定数存在していると考えられます。

5 ページを御覧ください。事務局において認識している課題として、御覧の3点を掲げております。

次に、「犯罪をした者等に対する効果的な指導の実施等」についてです。

7 ページを御覧ください。効果的な指導等を行うに当たっては、図にお示ししているとおり、特性の把握、アセスメントを丁寧に行った上で、一人一人の特性に応じて、一貫性を持って継続的に指導等を行うことが必要です。また、指導等の効果についても検証し、有効性等を踏まえ、より効果的な取組につなげることが重要です。

8 ページを御覧ください。アセスメントを有効に行うための一つのツールとして、刑事施設や少年鑑別所において、再犯・再非行に至るリスク要因等を分析・評価するアセスメントツールの開発・運用が進められています。

9 ページを御覧ください。矯正施設、保護観察所等において、自らの犯罪・非行によって被害を与えた者や暴力団関係者、性犯罪者、少年・若年者等の、特にその特性に配慮する必要がある者に対する様々な指導等を実施しています。また、10 ページにありますように、DV・ストーカー加害者、女性犯罪者等についても、その特性に配慮した指導等を実施する必要性が高くなっております。

11 ページを御覧ください。事務局において認識している課題として、御覧の4点を掲げております。

事務局からの説明は以上です。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 次に、関係省庁からの説明に移らせていただきたいと思います。

では、法務省、警察庁、文部科学省の順からお願いしたいと思います。

それでは、法務省からお願いいたします。

【法務省から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

続いて、警察庁、お願いできますでしょうか。

【警察庁から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

文部科学省、よろしく申し上げます。

【文部科学省から、具体的な施策の案を説明】

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。それでは、意見交換に移らせていただきます。

まず、「学校等と連携した修学支援の実施等」につきまして、事前に有識者の皆様から幾つか御意見を頂戴しております。この点に関しまして、関係省庁から御発言を頂ければと思います。

まず、学校教育に関する事項でございますが、文部科学省さんからは先ほど、学校関係者と刑事司法関係者との連携等について御発言を頂きましたが、そのほかに有識者の方々から御指摘のあった事項といたしまして、学校における薬物の再乱用防止に関する教育の充実など、犯罪予防に関する教育の在り方についての御指摘や、学生・生徒が犯罪・非行に関わってしまった場合や、その兆候が見られる場合の学校としての対応を充実させる方策、あるいは、学校不適應の一因と考えられる貧困、虐待、障害等への対処の実情と課題といった点について、有識者の方々から御指摘がありました。この点に関して何かコメントを頂ける点、ございますでしょうか。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 失礼いたします。文部科学省児童生徒課でございます。コメントをさせていただきたいと思っております。

まず、児童生徒の非行・問題行動等に対しては、非行等の予兆の把握や深刻化する前段階で対応を可能とするために、学校、地域、関係機関等が連携したサポートチームによって、支援する体制の構築について、通知等によって各教育委員会等をお願いしているところでございます。また、学校においては、集団指導といたしまして、非行防止教室、薬物乱用防止教室など、そういったものを実施して、犯罪の未然防止及び薬物乱用防止等に努めているところでございます。

さらに、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加傾向にある中で、発達障害の可能性のある児童生徒に対しましては、学校生活への不適應などを防ぐためにも、早期発見・早期支援が重要であると認識しております。今後とも関係省庁とも連携しながら、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援の充実を努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、貧困や虐待など、様々な悩みや課題を抱えている児童生徒に対しては、学校においてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが、児童生徒の個々の状況に応じて、関係機関と連携しながら、学校の教職員とともに組織的に支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

次に、児童福祉に関する事項でございます。修学支援にとどまらず、非行の防止や非行少年に対する支援全般の話になるかと思いますが、有識者の方々からの御指摘のございました子供の居場所の確保や相談できる場の提供、あるいは児童福祉の専門家や関係機関と学校、矯正施設との連携強化の在り方等について、有識者の方々から御指摘がございましたが、厚生労働省さん、何かコメントを頂けますでしょうか。

○厚生労働省社会・援護局総務課長 社会・援護局総務課長でございますが、児童福祉に関しましては、児童の担当の部局で幾つか所管をしておりますけれども、このメンバーに入っておりませんので、ちょっと代表で口頭で発言をさせていただければと思います。

まず、修学支援の関係で、直接的なものではないかもしれませんが、厚生労働省の所管の施設の中に入所をされて、生活をされるお子さんもいらっしゃるので、その方々への教育支援という意味で、まず第1点、それから2点目として居場所の問題、それから3点目として関係機関の連携という、3点ほどを御紹介をしたいと思います。

1点目でございますが、児童福祉の観点からは、児童自立支援施設というものを所管しておりますので、御承知のとおり、不良行為をなし又はなすおそれのある児童について、必要な指導を行い、自立に向けた支援を行うということで、入所をしていただくという施設がございます。こちらの入所者についても教育をきちんと受けられるように、施設内に分校ですとか分教室などを設置をいたしまして、義務教育等を行っているということがございます。

また、児童相談所につきましても、基本的には相談を受けたり支援を行ったりという施設ではありますけれども、一時的に保護、入所をするというお子さんもおられますので、こういった一時保護をするような場合にも、関係機関と連携をして、個々の児童の状況に応じた支援を行うということを行っております。一時保護期間が長期化をするという場合がございますので、そういった場合には教育委員会等と連携・協力を図りながら、就学機会の確保に努めているということがございます。

2点目でございますが、有識者の委員の御意見の中に、事前に頂いた資料によりますと、やはり居場所の確保が大事であるというふうな御指摘があったかと思いますが、そういう意味では、厚生労働省としても居場所、非常に大事だと思っております。例えばひとり親家庭を中心として、子供に対する生活習慣の習得ですとか学習支援とか、あるいは食事の提供とか、こういったことをできるような居場所作りの支援というものをしたりですとか、それから、生活困窮者、生活保護に至らないような、一歩手前のお子さんたちを、自立支援を行っている法律があるんですけれども、そちらの法律の中にも学習支援事業というものがございまして、こういったものを使いながら、児童の居場所作りですとか日常生活の支援あるいは包括的な相談支援と、こういったことに取り組んでいるということがございます。

それから、3点目としまして、ネットワークでございますけれども、これは特に児童の関係ですと、要保護児童対策地域協議会というものがございます。100パーセントとは言いませんけれども、90何パーセントかの市町村、ほぼ全国的な市町村において協議会が今、設置をされております。児童福祉法に根拠がある協議会でございますが、虐待を受けたり、あるいは非行の問題を持っているようなお子さんを支援対象といたしまして、関係機関で協議会を作りまして、情報共有、そして個別のケース検討、その中で介入・援助方針の決定、キーパーソンの決定と、こういったことをこの協議会で議論をしながら、支援を図っていく。この関係機関には、当然、地域の関係機関が入ってくるわけで、地域の協議会によって構成員は様々ですけれども、保健所ですとか学校、保育所、児童相談所、医療機関あるいは警察署や弁護士会、法務局、こういったところと連携をしながら、この協議会で個別のケースについても支援を図っているというふうな取組もやっております。

ちょっと御紹介をさせていただきました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

続きまして、「少年だけでなく、成人に対する修学支援についても充実させるべき」との御意見を頂いておりますが、刑務所内における取組状況等につきまして、矯正局からコメントをお願いできますでしょうか。

○**法務省矯正局成人矯正課長** 矯正局の成人矯正課でございます。刑事施設における修学支援の取組状況について御説明いたします。

刑事施設においても、少年院と同様、新受刑者の約64パーセントが高等学校未修了の者であります。就労に必要な基礎学力が不足している者が多く、このことが就労先を確保することを困難とする一因ともなっております。このようなことから、円滑な社会復帰のためには、教科指導が重要であるというふうに考えております。先ほどのポンチ絵の中にも教科指導というのを入れさせていただきましたが、これが重要だと考えてございます。

そのため、刑事施設においては、基礎的な学力を欠くことにより社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、小中学校の教科に準じた補習教科指導を実施しているほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、高等学校の教科に準じた内容の特別教科指導を実施するとともに、施設内での高等学校卒業程度認定試験の実施や、施設によっては受験指導も職員が行っているところでございます。

なお、盛岡少年刑務所、松本少年刑務所においては、近隣の公立中学校や公立高校と連携し、所内に中学校の分校を設置して、受刑者を入学させて指導を実施したり、あるいは、高校の通信制課程に受刑者を入学させて指導を実施したり、このような取組も行っているところでございます。

以上です。

○**法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長** ありがとうございます。

続いて、「効果的な指導の実施等について」に移りたいと思います。

有識者の皆様方からは、法務省の関係で、「矯正施設において外部通勤制度を一層活用するなどして、より社会生活に近い処遇を実施するべきではないか」、「知的障害、発達障害等を有する犯罪をした者等に対し、教育・指導上の配慮が必要ではないか」、あるいは、「保護観察対象者に対する社会貢献活動の実施状況等について説明が欲しい」といった御意見、御要望を頂きました。

矯正局のほうからコメントを頂けますでしょうか。

○**法務省矯正局成人矯正課長** 事前に頂いたペーパーを見て、若干、今、御指摘を受けたもの以外にもございましたので、ちょっとまとめて御説明をさせていただきたいと思います。

修学支援のところだけではなくて、全体を通して、事前に意見書を頂いております。その中で幾つかピックアップさせていただきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、宮田委員のほうから、「社会での生活のニーズに合った教育、資格を取得させるべきだ」というふうな御指摘を頂いておりますので、その点について御説明させていただきたいと思います。

刑事施設においては、職業訓練として、平成25年度からパソコンの基礎的操作を目的としたビジネススキル科を新規開設し、本年度において、拘置所、医療刑務所及び支所を除く全刑事施設において実施することとしております。また、運転免許については、運転免許を取得させ出所することは、就労に有用であると考えられるところ、現在行っている大型特殊自動車免許の取得については、免許取得後の用途が建築業等、就労上の目的で、限定的な用

途であり、かつ短期間で取得可能である、この一方で、御指摘のあった普通免許につきましては、就労以外の日常生活上の利便、遊行、娯楽のために用いられることも多く、国費を投じ取得させることは、国民の理解を得ることが困難であるのではないかと思われ、仮に自費で取得するとしても、相当期間を要しますし、教習実施等の外出等が必要となり、保安上の問題、刑務作業その他の矯正処遇の実施上の問題があることから、恐縮ですが、慎重に検討を行う必要があると考えてございます。

なお、社会において運転免許を取得している場合におきましては、中で期限が過ぎてしまうと失効してしまうんですけれども、それについては再交付という手続が刑務所内でとれるようにしておりますので、持っている運転免許が失効してしまっても、社会に出たときに就労に困るということがないようには、取り扱っているところでございます。

次に、小畑委員から御指摘のありました「社会的資源の活用による処遇の多様化」と、まさに外部通勤の御指摘だと思いますけれども、矯正局においては、矯正施設からの通所・通勤に相当する外部通動作業の推進を行っているところであります。現在までに12施設、13事業所における外部通動作業に係る認可をし、現地において実施していただいております。今後とも、同作業については、受入れ事業所の従業員の理解が必要となることから、既存の刑務作業契約企業及び協力雇用主等に対して、理解を得るべく説明を行い、拡大を図っていきたくと考えてございます。

さらに、宮田委員から御指摘のありました「知的障害等を有する受刑者の教育」についてですけれども、御指摘のとおり、刑事施設には知的障害等を有する受刑者が一定数存在いたします。そのような受刑者については、出所後に適切な福祉サービスが受けられるよう、地域生活定着支援センター等の協力を得て、在所中から障害者手帳の、療育手帳も含めてですけれども、受給手続を行うなどの福祉的支援を行っているところですが、それだけではなく、それぞれの障害特性に着目した上での再犯防止に向けた教育というものも、非常に重要であると考えてございます。

障害特性に着目した指導を行うためには、まず、障害の程度や処遇ニーズを把握することが重要となりますので、刑事施設においては、例えば知的障害については、入所後の処遇調査において、知的障害用のスクリーニングツール、これは、矯正局で開発したものでございますが、これを実施し、その結果によって必要だというふうに判断されると、個別式の知能検査や医師の診断を行い、障害の的確な把握に努めているほか、社会福祉士による面接も受刑早期の段階から実施して、福祉的な目線も取入れながら、処遇ニーズを把握することとしております。

その上で、実際の教育実施場面では、例えば性犯罪再犯防止指導においては、知的能力に制約のある受刑者に向けて、例えばイラストの多いような、視覚情報を多く利用した、理解しやすいプログラムを開発して実施しているほか、薬物依存離脱指導においても、無理にグループワークに編入するのではなく、個別指導を実施するなど、その能力に応じた内容、方法による指導に努めているところでございます。

また、最近では、福祉制度に関する基礎的な知識や対人スキル、再犯防止のための基本的指導を取り入れた障害者用のプログラム、我々は社会復帰支援指導プログラムと呼んでおりますけれども、この開発も進めているところでございます。

マンパワーの問題もあり、障害を有する全ての受刑者に十分に配慮した教育が実施できて

いるかという、現時点ではまだまだ不十分な面もあると思いますので、今後、適切な指導実施体制を整えるとともに、障害に関する内外の知見や指導のノウハウの蓄積を図りながら、指導の充実に努めてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○法務省保護局総務課長 続きまして、保護局のほうから、宮田先生から頂いた2つの御質問に対しまして、お答えさせていただきます。

障害者のニーズへの配慮という点での御指摘がまずありました。保護の現場について申し上げますけれども、保護観察は対象者の性格、年齢あるいは成育歴、心身の状況などを十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法によるという、これを個別処遇の原則と私どもは呼んでおりますけれども、それを基本に置き、相手が知的障害あるいは発達障害を抱える者であれば、その特性に応じた処遇を実施するということが、私どもの基本中の基本でございます。例えば発達障害であれば、文脈を想像することが苦手な対象者に対して、言葉を省略せずに、丁寧に、かつ具体的に説明に努める。あるいは、一見当たり前のことであっても、繰り返し指示するなどして、粘り強い処遇に努めているところです。

もう1つは、保護者の関わりが重要となると考えております。保護者にその少年の障害の特性というものをきちんと理解してもらおうということが、大事になってまいりますので、保護者に対してどのように少年に関わったらいいかといった点などについて、私どもからも助言をするとともに、今、発達障害者支援センターも広がっておりますので、そういったところにも通っていただけるよう働きかける、そのようなこともいたしております。

もちろん、処遇者側であります保護観察官、保護司において、この障害に関する研修をきちんと実施して、それを強化していくということも必要だと考えているところです。

もう1つは、社会貢献活動の実情についてのお尋ねがございました。これについて申し上げますと、御案内のとおり、社会貢献活動といいますのは、自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るために、公共の場所での清掃活動とか福祉施設での介護補助活動といった、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うこと、これを内容とするものです。

具体的にはどんな活動かと申し上げれば、駅前広場での清掃活動ですとか駅での落書き消し活動、河川敷での清掃活動などがありますし、あるいは福祉施設、多様な福祉施設がございますけれども、そこでの介護補助活動、清掃活動、レクリエーション補助の活動などが代表例としてございます。また、それ以外にも、雨天における活動として、切手の整理活動なども行っているところです。

このようなことで、平成27年度からは、この社会貢献活動が特別遵守事項に義務付けて実施することができることになっております。それに基づくところの実績を申し上げますと、27年度は2,077回を実施し、延べ4,016人が参加をされています。そのうち、特別遵守事項によって義務付けられていて実施したものは、内数ですが、1,365人でありまして、その内訳を更に申し上げますと、保護観察処分少年が1,038人、少年院仮退院者が123人、仮釈放者、成人ですが、41人、保護観察付執行猶予者が163人でした。

この対象者の感想等についても、例えば福祉施設等での草取りなどに参加した少年から、「最初は嫌だったけれども、どんどんきれいになっていくのがうれしかった」など、自己有用感の涵養というところに対応するような感想も見られたところです。また、これの実施に

関しては、様々な協力者がこの活動を支援していただいております、その協力いただいた方から「当初は面倒臭そうな顔で臨んでいた対象者が、回数を重ねていくにつれて、表情が柔らかくなっていく様子を見て、また来てほしいとさえ思うようになった」というような感想も頂いているところです。

効果検証も求められているところがございますので、そういったことをきちんとしながら、より効果的なものになるよう努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

関係省庁の皆様から何か補足的な御意見等ございますでしょうか。

特になければ、有識者の皆様方からほかに何か御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

小畑先生、お願いします。

○小畑委員 実は先週、多摩少年院を見学させていただいて、非常に感銘を受けました。職業補導やそれから高校の認定試験に向けた受験勉強をされるということで、青少年が一生懸命やっている姿を見て、非常に心を打たれました。多摩少年院では、中卒者・高校の中退者が合わせて7割を超えているという状況にあるということで、その復学とか進学、それから高卒程度の認定へ向けての一層の支援が必要ではないかと思われま。

私が非常に心を打たれたのは、多摩少年院の入所者の4割が、家庭がシングルマザーだというわけですね。非常に経済的に体制が弱い人たちだということで、せっかく本人は復学等の希望があっても、結局、就労の道を選ばざるを得ないということ、これに非常に何とかならないかなという感じを抱きました。奨学金制度とか、そういう点を含めて、復学等の手段をセットするだけじゃなくて、その経済的な面を含めた復学への道を何とか準備できればいいなというふうに思いました。それは感想でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 質問への御回答、ありがとうございました。

更に思うところがございますけれども、修学が困難であった方たちは、抱えている問題が非常に根深い場合が多いと考えております。今回の資料の中にも、虐待を受けた経験がある、女子は4割、男子は2割という少年院のほうの結果が出ておりますけれども、これは成人においても同様の問題があり、そういうような精神的傷に対するケアが必要であろうと思えますし、そういう経験があったとしても、それを表に出さない、出せない人が非常に多いのだらうと思えます。いじめを受けたということを行うこと自体が、自分が弱い存在である、より低い存在であることを認めるようなことになるというふうな意識を持っている人たちも、かなりおりますので、よほどの信頼関係があるところでなければ、それを話してもらうことが難しいかと思っています。

先日、ある女性の更生保護施設の方とお話しをする機会があったのですが、そこでは、カウンセリングルームに、簡単な手芸などをやりながら、皆さんに集まっていた。それで、話をしているうちに、何となく話のとぼ口みたいなのができて、それで話を深めていける。そのようなくつろいだ形から、初めて悩みなどを打ち明けるような場合もあるんだ

ろうというふうなことはおっしゃっておられました。

矯正施設でカウンセリングの機会を作ることは、非常に重要なことですが、なかなか施設内では時間を掛けてそういうことをやるのは、難しいのかもしれませんが。保護観察の段階においては、もちろん保護司がその役目を担わなければならないのでしょうけれども、更に専門的な知見をお持ちのカウンセラーなどのところに行けばいいよというような情報を提供するなどして、そういう問題行動の深い根にある問題を打ち明け、解決できるような手段を考えていく必要があるのだらうと思います。

また、貧困者がいじめの対象になるというのは、先ほど小畑委員もおっしゃったとおりです。ほかの子供たちが持っているものを持っていない、洋服がいつも洗濯してもらえないで、汚い服を着ている、そんなようなところからいじめが起きるという場合もあります。刑事政策の最も良い方法が社会政策なのだとすることを昔、習いましたけれども、やはりそういう視点で子供たちへの支援をしていく必要はあるのだらうと思います。

あと、今、御説明を頂戴しまして、知的障害・発達障害への御配慮を頂いていることは分かったのですが、知的障害や発達障害がある人でも、つきたい職業の関係等で、高等学校の卒業の資格がないと、社会でやっていくのが難しい場合もあります。やはり知的障害を有する方が刑務所の中で大体2割ぐらい、4割は境界域だということになりますと、知的な問題で、健常の方と同じ講義ではついていけないのだらうと考えられます。

特別な福祉につなぐ教育、あるいは再犯防止のための教育で、障害に対して大変な御配慮を頂いていることはよく分かったのですが、教科指導においても、やはり特別ニーズに応じた教育を行い、高卒の資格を取ることによって、社会復帰がより容易になっていくことを考えていただきたいと思います。知的障害があっても、高等教育を受けるだけの学力は伸びるというふうな研究結果などもございますので、予算もないところで大変かもしれませんが、外部機関、例えば大学などの様々な機関との連携で、モデル施設を作るなど、様々な方法があると思います。そういうことへも御配慮を頂けると有り難いと思います。

あと、刑務所に入っている方、少年院に来ている少年は、学校に不応を起こしてしまって、非行に立ち入った、あるいは犯罪をしてしまったことが多いのだらうと思います。矯正施設は、不応や勉強につまづいた方の大量観察ができる場所ではないかと思うのです。そういう方たちのまとまった情報は、文科省のほうに共有すれば、不応を起こさないための施策を考えるための一つの有効な手段になるのではないかと。再犯防止のために、こうやって省庁が協力し合うということであれば、各省庁の持っている情報をほかの省庁で生かしていただくシステムが作れないかなということ考えた次第です。

あとは、犯罪をした人たちの中には、何で犯罪をしちゃいけないのかが分かってない、何で刑務所にいるのか、そもそも今、刑務所にいるということがよく分かってないという方も、いらっしやいます。もう本当に身もふたもないぐらい、簡単な説明でなければものごとが分からない層の方も、刑務所内には相当いらっしやるのだらうと思いますし、そういう方たちを保護観察で取り扱う、もちろん、私たちが保護司としてケースとして扱うということもあると思いますので、そういうように、知的に低い人たちでも分かるような学びのためのツールを、更に充実させていく必要があるように思います。

あと、教育の問題が今回のテーマということで、言う場所がないのでここで言わせてほしいのが、法曹に対する障害の理解の問題です。法曹に対しての障害についての理解を教育す

るべきだということが、障害者権利条約の中に明示されております。締約国は、司法手続を障害者が利用する効果的な機会を確保すること、そのためには、司法に関わる者が適切な研修を受けるべきだという規定がございます。私は、司法研修所の教官もやっておりましたが、はっきり言って、日本では全く教育されていません。少なくとも司法研修所、法科大学院のレベルで、障害に関して何か統一的に学ぶ機会は、1コマもありません。特別なコマの中の一部でも構わない。ダイバーシティが世の中で言われていて、いろいろな特性を持った人たちが世の中にいるということを、これは矯正や保護の現場も含めた法律家が知っておかなければならない。そういう問題について知らないということは、大変大きな問題ではないかと思えます。

あとは、これは個別の再犯予防のための教育の話です。弁護していて、「〇〇のプログラム、受けた?」、「受けました」と言うので、「どんなことをやった?」と聞くと、こういうこととこういうこととこういうことということは、覚えてはいます。でも、またやってしまったと。あるいは、「うーん、講師の人もまだ慣れてないのか、一生懸命テキストを読んで、教えてくれました」というような話も出ています。

受講したのに再犯をした人たちがいるということは、プログラム自体に問題があるのか、それともプログラムを指導した人に問題があるのか、指導した人の教え方の問題なのか、あるいは、プログラムを受けた人が心構えができていなかったということなのか、あるいは、その人にはこのプログラムが合っていなかったのか、例えば知的に障害があつて、意味が分かっていなかったとかなどなど。とにかく、プログラムを受けたのに再犯をしたかについては、きちんとお調べいただいて、新たなプログラムを更に充実させていくときに、お役立ていただければ有り難いなと思っています。

あと、教育の方法です。今、教育、教科教育、再犯防止の教育、様々なことが出ていました。以前にも申し上げたかとは思いますが、刑を終了した人で、立派に更生している人もおられます。当事者の方が、「大丈夫だ。刑務所に入っても、こういうふうに私のように立ち直れるよ」、あるいは、「私のように、こうやって薬物をやめられるよ」。もちろん、ダルクの方が刑務所に行って御講義なさったりというようなこともありますけれども、薬物のことをダルクの方が指導するにとどまらず、過去に犯罪をした人が、「犯罪をしても、こうやって社会で立ち直ることができた。でも、そのためにはこんな苦労があるよ、こんなことを注意したほうがいいよ」等ということについて御指導を頂ければ、非常に効果が上がる再犯防止のための教育ではないかと思えます。

さらには、これは、人を選ばないと難しいとは思いますが、ある程度学力の高い受刑者の方がほかの方を教えることをすれば、ああ、自分がこれだけ社会に役立っていると教える側はそう思いますし、教えられる側も、ああ、こういう学力のある人もまた自分と一緒にいるのだということで、安らぐということもあるのではないかと。これは、相当施設を選ばないといけない、受刑者の質などを選ばなければいけないことかもしれませんが、何かそういうように、犯罪をした人たち、彼ら自身も資源なのだという考え方をしても良いのではないかなと思っています。

教育に関しての部分に限りませんが、長々、こんなようなことも含めて、書いてまいりました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。それでは、まず永見先生お願いします。。

○永見委員 それでは、今、宮田先生のほうからいろいろと有意義な御指摘がありました。同じ保護司なんですけれども、全くレベルが違います。私は本当に、第1回るとき、まず申し上げましたけれども、一般的な保護司の代表、一員としてここに臨んでおります。保護司としては36年になるんですけれども、その中で学校と地域というふうなことに感じてきたことを、少し述べさせていただきたいと思います。

保護司としての活動の中で、前半の10数年は、ほとんど少年事件を担当してきました。今日は学校と地域との関係ということですので、間もなく全国の保護司会を裏方として、「社会を明るくする運動」というのが、法務省主唱で展開されますけれども、今日、私のほうで配らせていただいている資料をちょっと御覧いただきたいと思うのですが、中野区での社明のときに配られているチラシといいたいまいしょうか、広報のもの。それから、お隣の杉並区の「ひまわり」というようなものですね。それから、もう一つは、いろいろな修学の指導、それから貧困のことも絡んでの子ども食堂なんかをやっている「子ども広場〈どんぐり〉」というもののお知らせ、その三つを付けさせていただきました。

「社会を明るくする運動」のことですけれども、御覧いただきますとお分かりになりますように、ほとんど学校との連携の形で行われているというのが、私の周辺では実態です。

「社会を明るくする運動」は、就労支援の問題とか、そういうことがテーマとして取り上げられておりますけれども、実際にはいろいろな学校と連携して、地域で活動が展開されている。

その中で、中野区のところで、実は私、昨年、一つ話をしろということで、中学校へ行って話をさせていただきました。中野区の地図の右のほうに昭和地区というのが載っておりますが、そこで「三中生と考えるいじめの問題」というようなテーマで話をさせていただきました。今日も千葉県の方のいじめの事件に関して、いろいろな報道がなされてはおりますけれども、いじめのことは今でもなかなか解決されない次から次へと起こっている大きな問題だと思います。

ここでちょっと視点を変えてお話しさせていただきますが、第1回のこの会合のときにも私が述べさせていただきましたけれども、保護司としての活動は、それこそ再犯防止そのものです。犯罪があつて、その人々を担当して、立ち直りを、改善更生を助けていくというのが仕事ですから、一丁目一番地といいたいまいしょうか、そういうようなことですけれども、そういった経験を通して一番強く感じることは、再犯の防止というのはもちろん大事なテーマですけれども、まずは初犯、最初に犯罪を起こさないように、初犯を防ぐことが根本的に重要だと思います。

そういったことで考えてみますと、私は学校教育にやはり大きく期待をしたいんです。道徳というような教科もこれから実施されるようですけれども、それももちろん大事ですが、やはり学校教育の中で安全ということについて教える、考えると、そういう場が絶対必要ではないかなと思います。子供たちが加害者にも被害者にもならないで、一人の人間として社会の中で成長していけるような場、そういう機会を学校教育の中で設けていただけたらと思います。

安全というのは、道徳とは違いますが、安全という切り口には、もちろん犯罪のそういう予防ということもありますし、交通の安全もあるし、食の安全もあるし、心の安全とか、い

ろいろなそういうような学びができる場だと思います。総合学習というような時間もあるようですので、いろいろな場で是非安全という切り口で、最初の犯罪を犯さないような人間を育てていくという、そういうことを検討していただけたらと思っております。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

続いて、堂本委員、よろしくお願いいたします。

○堂本委員 今回の永見委員の御発言に続いての発言になりますが、今日は非行、犯罪を犯した子供たちが中心課題なのでしょうが、非行・犯罪以前にどうして日本の子供たちはこんなにまで学校のことで悩まなければならないのか、考えたいと思います。

今から約50年前、愛知文部大臣の時代ですが、私はジャーナリストで、文部記者会に籍を置いていました。そのころに初めて学校でのいじめが表面化し、いじめという言葉が記者会見で出てくるようになり、登校拒否、不登校が問題になり始めました。日教組の教育研修会でも初めていじめ部会が開かれ、取材に行ったのですが、その時のことを忘れることができません。ある先生が「自分のクラスにいじめられている子供たちがいることに、全く気が付かなかつた」と発言したところ、次から次へと、先生たちが、自分も同じ経験をした。子供同士でいじめをやっていることに気が付かなかつたとの発言が続きました。半世紀も前のことです。以来、50年たった今でも登校拒否もいじめも減ってきていません。本当に辛いことだと思っています。

当時、いわゆる非行と言われる子供たちの取材もしました。公的な施設ではなく、子供を幽閉する民間の施設が静岡にあり、子どもたちが、拘束されるなど、さまざまな虐待を受けていました。また、不登校の子供たちが精神病院に入れられたりと子供たちにとっては生きにくい実態があった。多分、この50年の間、文部（科学）省も必死になって策を練ってこられたんだと思いますが、それでもいじめが減らない、そして不登校も減らない。我が国の社会問題として捉え、抜本的な対策を講じるべきだと思います。

外国では子供のいじめがどのくらいあるのか、解からないんですけども、なぜ日本ではこんなにまで多くの子供が辛い思いをしなければならないのか。子供たちに聞くと、とにかく一番嫌なのはいじめに遭うことだという。家庭や学校にいじめの原因が潜在しています。

話を本論に戻させていただくと、少年による家庭内暴力は毎年増加しています。いじめに起因する事件は、平成27年は200件、331人。しかし、これは本当に氷山の一角で、少年院とか少年鑑別所に来るような子供たち以外に、その予備軍がたくさんいることが問題だと思うんですね。だから、再犯防止以前に、私は、とにかく大人は、初犯の予防に全力で努力することが今求められていると思います。

大局的に見ると、非常に早かった日本の高度経済成長のプロセスで起きた社会の歪みが原因なのかもしれません。政治の問題でもあり、社会経済の問題でもあるだろうと思います。私は、知的障害とか発達障害の人たちが少年院や刑務所に多いということ自体が、おかしい、社会の歪みだと思います。少年院や刑務所が抱える問題に照らして社会を見ると社会のひずみが影のように浮き上がってきます。それをどう修正できるのかを考えてみることによって、子供たちの非行・犯罪の予防策が具体的につくれると考えます。再犯防止推進法の計画づくりはその機会でもあり、少しでも歪みが修正され、非行・犯罪が減ったらどんなにいいだろうかと、強く強く願っています。

非行を予防するには、子どもたちが抱える問題や異常に可能な限り早く気づき、対応策を講じることです。今回、養護施設や学校の先生にも聞いてみましたが、もう幼稚園とか保育園ぐらいから家庭で虐待を受けている子供、あるいは発達障害や知的障害を持っている子供は、わかるそうです。しかし、問題は先ほども御意見が出ましたが、子供の異変に気がついても問題視し、解決しようとするや抑止が掛かることがあり、対応しにくいことがあるそうです。なぜかという、担任の先生が校長とか教頭に家庭訪問がしたいと言っても、できることなら保護者と問題を起こしたくないと願う学校の都合や立場が優先する傾向があるとのこと。先生自身も多忙ということで、なかなか思うように対応できない。一方で、本人も家族も保育園の保育士や学校の先生、あるいは近所の人、児童相談所に申し出ることを望まない、表沙汰になってしまうことを嫌がるケースが多いのも事実です。そこで、何とかそれを穏便にその人たちがいじめの対象とか不登校とか、非行・犯罪につながらなくする対策が求められています。児童養護施設には家庭支援専門相談員という制度がありますが、例えば家庭支援専門相談員を学校に常駐させ、家庭や子供たちとのきめ細かな連絡や対応を行ってはどうか。また、学校にも家庭にも居場所がない子供たちを非行に走らないように、NPOや福祉団体による居場所づくりや保護活動も大事です。私は、こうした民間の活動を支援してほしい。子供の問題は、国の将来に関わる本質的な課題であるとするれば、それは法務省だけの問題でもなければ、文部科学省の問題でもなければ、どこの役所の問題でもない。私たち全ての日本人の問題です。税金は、そういうところにこそ使ってほしいと思います。

先日、仙台の東北少年院と青葉学園に伺わせていただきましたが、少年院では、子供たちも車の整備士、木工や溶接の専門家になる資格などを取るために、生き生きと目を輝かせて一生懸命学んでいた。あれは嘘の目だと私は思わなかった。「将来どうしたいの」と聞いたら、「資格を取って働きたい」と。子供たちの本音だと思う。あそこへ来る子供たちは、少年鑑別所から少年院に送られてきているわけですが、その17、18歳の子供たちが、学びの場で、あんなに生き生きして、むきになって、自分たちで技術を習得しようとしているんですね。あの子供たちは恵まれているかもしれない。

実際に職業訓練の少年院を出所した子供たちは、ほとんどが就業でき定着し、再犯が非常に少ないそうです。再犯の防止は大事ですが、それ以前に、私は、学校がいじめや排除、そして障害者差別などの温床になってはならないと思います。それが社会の歪につながり、非行や犯罪の芽になりかねないからです。社会全体の問題として、大人が真摯に自分の問題として考え、子どもたちに向き合い、取り組んでいく必要があります。どれだけ私たち日本人が本気で再犯防止と同時に初犯の防止、さらに非行や犯罪の起きにくい、いじめや排除、差別の少ない社会を実現していくかにかかっているのではないのでしょうか。

言葉の上のネットワークとか連携は幾らでも云えます。いじめにあったり、不登校になったり、虐待にあたり、障害があたり、難病にかかったりしてさまざまな問題に直面している一人ひとりの子供を、私たちは多様な立場から、包括的に支援しなければなりません。省庁間の縦割り構造は弊害になっています。この際、そうした弊害を乗り越えて、非行、犯罪の予防に対応していくべきであると考えます。

細かいことで1つだけ。今日、本当にそうだったら残念だと思ったのは、先ほど宮田さんが、司法研修所では一切障害者の問題について講義がない、と云われましたが、びっくりしました。家庭裁判所の判事さんとか、検事の方たちが、障害者問題について知らないで、そ

の人の人生を決める判断をしているとしたら、何たることだろうと思いました。刑事司法に携わる専門家には、もっと障害について勉強し、障害者の犯罪について考えていただきたいと思った。

子供が非行で一度少年院に入ったりすると、学校は関与しようとしなないケースもあると聞いていますが、学校に戻れるような配慮を文科省にお願いしたい。文科省には、非行や犯罪を所管外、他人事として扱うのではなく、どうやって非行を予防できるのか、是非、考えていただきたい。各省庁の皆様が本気になって考え、検討していただき、そして各省庁が地方自治体に非行、犯罪の防止政策をおろし、各地域で実質的なネットワーク、そしてフォローアップが、民間の人を含めてできるように、是非この再犯防止推進法を实のあるものとしていただきたいというお願いをさせていただきます。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

続いて、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 今日、各省庁のお話を伺ってしまして、少し気が付いたことで申し上げたいことがあります。

1つは、私の保護司としての経験なんですけれども、中学は形だけは出たけれども、高校は失敗して、では仕事に就こうかと思ったら、先ほどお話がありましたけれども、高校卒業資格がこんなに大事だということに気付いて、通信制に行くんですけれども、彼らの場合は、通信制で1人で通って学ぶというよりも、仲間がいるかどうかのほうが先に立ってしまうものですから、それで失敗するという、そういう子供たちを何人も抱えてきまして、本当に彼らの前は、行く先が閉ざされてしまったということになるんですけれども、そういう子供たちが増えてくると、みんな行く先がない子たちなんです。

私は保護司の経験で、そういう子供たちを何人も担当したりして、行く先がない子供たちはどうしているかという、家でももう邪魔にされて、追い出されたりしますし、公園の辺りで夜たまって話をしていると、近くの方たちが、どうも不穏な空気だということで、交番に電話して、おまわりさんが来て、解散になりますし、昼間、学校にちょっと行くと、もうおまえたちの来るところではないと言われますし、なかなかお金もないから、ハンバーガーショップにも行けない。何しているかという、ママチャリを持ち出して、10人ぐらいで町の中をグルグル走っているわけですね。日によっては雨の中を走っていたりするんです。そういう子供たちを捕まえて、いろいろ話するんですけれども、時には少しからかって、「ママチャリでいい年して走るのはみっともないから、働いてバイクでも買って、バンバン走ったらどうか」と言うと、「おじさん、そんなの今はもう格好悪いから、しないんだよ」と逆に言われたりするんですけれども。

そういう子供たちがもう一度、高校なり通信制で学習をしようというために何が大事なのかという、学習する機会があるという前に、きちんとしたたまり場があるということが大事であって、安心してたまれる場があって、そこが基盤になって学習機会があるという、そういう順番でないと、なかなか難しい。学習機会があるよと、どこへ行ったら教えてもらえるよというだけでは、なかなか難しいんだと思います。

今日の各省庁の御説明の中でも、警察庁の資料にも、待ち受け型から出前型というんですか、ボランティアと連携した地域での学習支援・就労支援というお話もありましたし、文科

省には、まだ全国4か所ということでしたけれども、生涯学習支援施設を活用した支援という御説明がありました。そのほかに、今、もう既に生活困窮者自立支援法に基づいて、いろいろな県でやっていると思うんですけども、生活困窮家庭の子供たちの学習支援というのが広がっておりまして、埼玉なんかですと、老人ホームをその学習の場に借りて、子供たちが集まるのをお年寄りの人たちが楽しみにして、声を掛ける。子供たちも喜んでそこに行くというふうな、そんな試みもされていますけれども。それは厚労省経営というか、あるいは自治体ですけども。

警察でも文科省でも厚労省のほうでも、そういうことをいろいろお考えいただいているということですけども、大事なのは、地域でそれをどうやってやっていくかという。どのようにしてそれを一つにして、いい意味でのたまり場を作っていくか。今、堂本委員のお話もありましたけれども、そこがとても大事。それは恐らく行政機関だけというか、行政機関でやるよりは、地域でいろいろな民間の仕組みとしてやって、それを行政機関で後押ししていただくということなんでしょうけれども、それをそういう縦割りではなくて、何か一つにしていけないのかなと。

それは、そこに、例えば埼玉の生活困窮家庭の子供の学習支援をやっているところなんかへ行くと、本当にたまり場になっていまして、学習に来る子供だけではなくて、少年院とか刑務所を出た若い人なんかで発達障害がある人たちが、そこは結構、安心したたまり場になってきていたりしています。そういう若年層で、本当にどこにも行き場所がなかった子供たちのたまり場を作って、その上に学習支援を乗せていくという、あるいは就労支援を乗せていくということが大事なのかなと。かつてイギリスでは、コネクションズという地域での少年支援の仕組みがありましたけれども、そういうものが必要なのかなという、非常に今、痛感をしております。

もう1つは、私、更生保護施設の役員していますけれども、私のところには、県の教育委員会が実施している高校の教員の方の5年目の研修の中で、社会貢献体験研修というのがあるんでしょうか、毎年10人ぐらい、私ども更生保護施設に教育委員会から、指定施設になっているものですから、派遣されてきます。2日間来られるんですけども、もう10年以上続けていますから、10人ずつでも、県立の高校の中に100人以上の方が、私どもの経験をした方がいらっしゃるんですけども。

何をやるかという、更生保護の実情についての御説明もしますけれども、主として、私どもの清心寮の利用者の人たちのSSTをやる時間を、仕事から帰ってきてお風呂へ入って、夜8時からあります。それに参加してもらって、刑務所へ何回も入った人たちなんかを含めて、一緒にSSTをやって、交流をしてもらいます。その高校の先生方が言われるのは、やはりいろいろ問題がある子供のことで苦労していたけれども、人生、こんなに何年も何年も何回も何回もつまづいてきた人たちに、諦めないで取り組むという、そういう取組があるんだということを初めて知ったとおっしゃる。いろいろな人にそれぞれみんなストレングスがあるということ、感じ取ってくれているのかなと思いますけれども。

いろいろ横の連携ということは言われるんですけども、私は縦の連携といいますか、そういう学校の先生方も本当に今はお忙しいということのようなんですけれども、自分たちが扱った子供たちがその後、つまづいて少年院に行った、あるいは、もっと長じて刑務所にも行った、更生保護施設にも行ったという、そういう行った先のことを経験していただく。経

験しながらフィードバックして、御自分たちの今やっている子供たちの教育というものを違う視野でまた見ていただく。そういう縦の連携というふうなことはとても大事なのかなというのをいつも痛感をして、これってとても大事な経験になるのではないかなということをおもっておりますけれども、ちょっとそんな現場としての感想で申し上げました。

もう1つ、ついでに申し訳ないんですけども、宮田委員から大変、大切な御指摘が幾つかあったんですけども、最後のほうの2つのプログラムの実施というのは、私も専門家ではないんですけども、今、御経験というのは、非常によく分かるような気もしますけれども。ただ、プログラムというのは、それ自体だけでの結果として、効果としての因果関係があるというよりも、もっとやはりいろいろな問題を抱えてしまっている人と私どもとの関係性をどういうふうに作って、その関係性の中でプログラムを共有していくという。適用するのではなくて、共有していくという関係の中でプログラムと一緒に学ぶという、そういうことは大事だということは、私どもも思いながらおります。

もう1つは、社会貢献活動というのは本当に大事で、これは少年たちだけではなくて、私ども更生保護施設、私のところの中でもそうなんですけれども、かなりのやはり目立つ障害を抱えた方が、発達障害でも統合失調症でも含めて、来られると、私どもの寮の利用者の人たち全員集まってもらって、当事者の御本人の了解を得てですけれども、この人はこういう障害があるんだという、そういうことを説明をします。皆さんの助けで、障害も障害でなく生活できるんだという話をします。みんな協力してくれるんですけども。統合失調症でクリニックに通って、薬も自分で飲めなくて部屋に閉じこもっているような人が、排泄介助が必要な人の支援を、職員が大変そうだというので、いつの間にか部屋から出てきて手伝い出して、そのうちに薬も自分で飲めるようになる、散歩へ行けるようになる。そういうふうにしながら、グループホームに移って、しっかり働き出すというふうなこともあって、これは作られた社会貢献活動というよりも、本当にそういう中で自分の力が引き出されていく人たちがたくさんいるということも、再犯防止の視点の中ではとても大事な1つだというふうに気付かされました。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 どうもありがとうございました。

もう少し委員の先生方から発言いただきたいと思います。ちょっと誤解があつてはいけないので、知的障害の研修の関係について刑事局から御説明を頂けますでしょうか。

○法務省刑事局総務課長 刑事局総務課長の松下でございます。先ほど、宮田委員のほうから御指摘がありまして、堂本委員からも御心配いただきました研修の関係でございます。

私、今はっきり申し上げられるのは検察の関係でございます。その点について御説明申し上げますが、検察におきましては、知的障害のある方の特性を理解した上で、検察として専ら取調べなどの形で関わるわけですけれども、特性を理解した上でそういうことに臨むということが必要だという問題意識は、少し前から持っております。検察官に対しては、年次に応じて、入ったとき、それから入ってから数年たったとき、10年ぐらいたったときと、何回も研修をやっておりますけれども、その研修の中でカリキュラムを設けて、専門家の方にお話を伺ったり、あるいは、過去の専門家の方に教えていただいたことについて、資料にして情報を共有したりといったことで、理解を深めるための教育というのは現在行っておりますので、今いる検察官については、そういった教育をしているということを一応、御説明申

上げたいと思います。

裁判官については、私、直接の情報は持っておりませんが、恐らく任官後、裁判官としての研修の中では、そういったことも行われているのではないかと考えておりますし、直近の司法研修所のカリキュラムがどうなっているかについては承知しておりませんので、ちょっと御説明できませんけれども、問題意識としては、各方面からやはり発達障害に関しても、法律家の理解が足りないというふうな御指摘は、国会議員の方々からも受けていて、そういった対応を採るといって、何年も前から取り組んでいるところでございますので、まだそれが十分に理解できているか分からないぞという御指摘であれば、そこは甘んじて受けるわけですが、研修としては行っているということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 関係省庁の皆様、何かコメントしておきたい点とか、よろしいでしょうか。

それでは、村木委員、和田委員、よろしくお願いいたします。

では、村木委員のほうから。

○村木委員 先ほどからの皆さんの御意見に本当にそのとおりだと思ひまして、それに関連して1つだけ質問とお願いがあります。

今日の資料2省庁資料というものの中の法務省の5ページなんですけど、法務省式ケースアセスメントツールというのが出てきますけれども、この真ん中のところの図が私は非常に印象深かったんですけど、アセスメントをするときに、右側に動的領域、要するに教育によって変化し得る領域というのがあって、左側に静的領域、教育等によって変化し得ない領域というのがあります。恐らく右側を少年鑑別所とか少年院とかでいろいろと教育をされていくということになるんだろうと思うんですが、質問は、左側の、要するに教育によっては変化しないし、もっと言えば、その子の責任でないような部分、環境の部分というのは、かなりあると思うんですけど、こういう原因が分かってきたときに、外に働きかける、環境を変えるツールというのをお持ちなのかどうかというのが1つの質問です。

それから、もう1つは、こういうものを分析をして、どういうところに原因があって、ここまで来なければいけないかというようなことの、多くの子供たち、少年たちの結果全体を少し分析したような結果があるかどうかということです。お願いは、さっき初犯の予防という話がありましたけれども、ここにきっと非常にたくさんのヒントがあると。しかも、いじめで亡くなったような子は、何がというのをしゃべれないわけですが、ここの子供たちは、専門家の手によっていろいろなことを聞き出してもらえるとということで、ここに材料があると思うので、これを上手に生かしていけることができないかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

少年矯正課長、お願いいたします。

○法務省矯正局少年矯正課長 御質問ありがとうございます。

法務省式ケースアセスメントツールにつきましては、平成25年から運用を開始しております。まずは2つ目のほうの質問になってしまうかもしれませんが、今、その運用を開始して数年たちまして、このツールのいろいろな知見が積み上がってきていますので、

部内では効果検証といいますが、検証作業を進めております。まだこれを社会といいますが、世の中にこういうことですよということで、まとまって御説明するところまでは来ておりませんが、いずれはそういうことも必要だという認識でおりまして、その積み重ねをしているという状況でございます。

あと、静的領域につきましては、まさに過去、どういうことだったのかということをチェックするということです。そのこと自体はもう変わらないことなんですが、それを踏まえて、矯正施設としましては、保護観察所ですとか福祉関係の機関と連携を進めながら、こういう結果なので、次、より良い環境作りということで、連携をしていくということにつきましては、日々取り組んでおります。

以上でございます。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 よろしいでしょうか。

続いて、和田委員、よろしくお願いいたします。

○和田委員 今日は、矯正施設に限らず、いわゆる教育というものについて少し意見を出させていただきたいと思っております。

結論から言いますと、教育現場における薬物乱用の早期発見とそれに対する相談指導体制、そういう連携体制をきちっと作っていただきたいということになります。

資料をそのまま読ませていただきますが、我が国の違法薬物使用経験率は、世界一低いと言っても過言ではありません。そのような状況を作り、維持してきている原動力の一つには、学校教育における薬物乱用防止教育の継続実施が挙げられます。しかし、その一方で、不幸にして薬物に手を出してしまった生徒・学生に対する相談支援体制は、教育サイドでは事実上構築されていないか、あるいは事実上機能していないと言わざるを得ません。警察に補導・逮捕されるか退学処分となりまして、教育サイドによる学校からの排除をもって、一件着地的な対応が多く見受けられます。その背景には、薬物依存というものがどのような事態なのか、教員間で共有されていない現実があると思っておりますし、教育現場からの排除は、結果的に再乱用・再犯の予備群を作っているようなものにならないかと私は考えております。

薬物乱用防止教育の基本は、「ダメ。ゼッタイ。」です。しかし、それでもごく少数ながらも、既に薬物に手を染めてしまった生徒・学生がいるのも事実です。「ダメ。ゼッタイ。」教育を継続実施しながらも、その内容の一部として、もしも薬物に手を出した場合、あるいは既に薬物に手を出している場合は、例えば、養護教諭等に相談し、精神保健福祉センターに相談しましょうというようなメッセージとか、あるいは、精神保健福祉センターの一覧表を盛り込むなどの、学ぶ事項の中に、再乱用防止的な視点を入れていくことが必須だろうと考えています。教員に対しましては、研修等でそのことを周知するとともに、万が一の事態が発生したときのガイドライン等の作成をした上で、教員に対する周知を図っていくことが重要かと思っております。学生に対しては、例えば停学処分にして、これがいいかどうかは別ですが、退学処分にするよりは、取りあえずは停学処分にした上で、停学中の回復への取組を見て、復学を認めるかどうか判断するという、いわゆる再犯の予備群を作らないための取組が現実的かと考えております。

ということで、教育サイドと精神保健福祉センターとの連携のチャンネル作り、そういうものが必要かというのが、私が今日言いたかったところです。

次のページは、前回への追加ということで、ちょっと具体的な話を載せていただきました

ので、是非参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長 ありがとうございます。

本日はこの辺りで終了にしたいと思います。本日も大変貴重な御意見，御指摘，ありがとうございました。

最後に、ちょっと連絡をさせてください。

お手元にこの全国刑務所作業製品展示即売会というものを，パンフレットを置かせていただきました。今週末の金曜日・土曜日に，ちょうど武道館の近くの科学技術館でちょっとこういう催し物，初日は杉良太郎さん等をお迎えしていろいろやるんですけども，全国の刑事施設における刑務作業はどういうことをやっているのかとか，その製品がどういったものがあるかというのを，ここに1年に一度集めてやっていますので，こういったものを御覧になったことがない方がいらっしゃいましたら，是非この機会に関係省庁の皆様，来ていただければと思います。真ん中のところにございますとおり，本当に小物から神輿まで，かなりのものがありますので，なかなか受刑者が頑張っているんだなというのが見れますので，是非来ていただければと思います。

本日もどうもありがとうございました。

—了—